

第7章 給水装置工事の申込手続等

第7章 給水装置工事の申込手続等

7・1 総則

給水装置工事の申込受付窓口は、姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課（給水担当）とする。

7・2 給水装置工事の申込み

指定業者による給水装置工事の申込みは、次の各号によらなければならない。

- 1 給水を受けようとする者が、指定業者を選定すること。
- 2 指定業者は申込みに必要なすべての書類を申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て申込受付窓口へ提出すること。
- 3 申込の受理は、申込みに必要なすべての書類が提出された時とする。
- 4 申込みに必要な書類は次のとおりとする。

①給水装置工事申込書正・副各1部

位置図、上水道管路図を添付すること。

他人の建物または他人の所有地内に給水装置を設置使用とする場合は、建物占有承諾書、土地占有承諾書又は民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書、支管分岐承諾書又は民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書、器具接続承諾願等を含む。

②道路掘削許可申請書（区画道、法定外道路を含む）

③道路占有許可申請書（法定外道路を含む）

④河川・水路占有許可申請書

⑤水路占有許可申請書

⑥農道、私道占有許可申請書

⑦受水槽装置設置協議書正・副各1部

⑧給水装置の設置に際し、土地に関する問題を防ぐため土地占有承諾が必要か確認のため、土地登記簿謄本又は登記事項要約書を添付すること。

⑨その他管理者が必要と認めた書類

7・7の5
書類提出枚数参照

7・3 審査

工事の申込みを受けたときは、設計およびその他項目について必要な書類審査を行うものとする。審査には時間を要するため、書類は早めに提出すること。

7・4 検査

検査は別に定める給水装置検査要綱により厳正に行うものとする。

7・5 給水装置工事の事務の流れ

主な給水装置工事の事務の流れは次のとおりである。

- 1 給水装置工事の事務の流れ (図 7-1)
- 2 開発行為に係る工事の事務の流れ (図 7-2)
- 3 受水槽装置工事の事務の流れ (図 7-3)
- 4 子メータ設置工事の事務の流れ (図 7-4)

図7-1 給水装置工事の事務の流れ(預り保証金無)

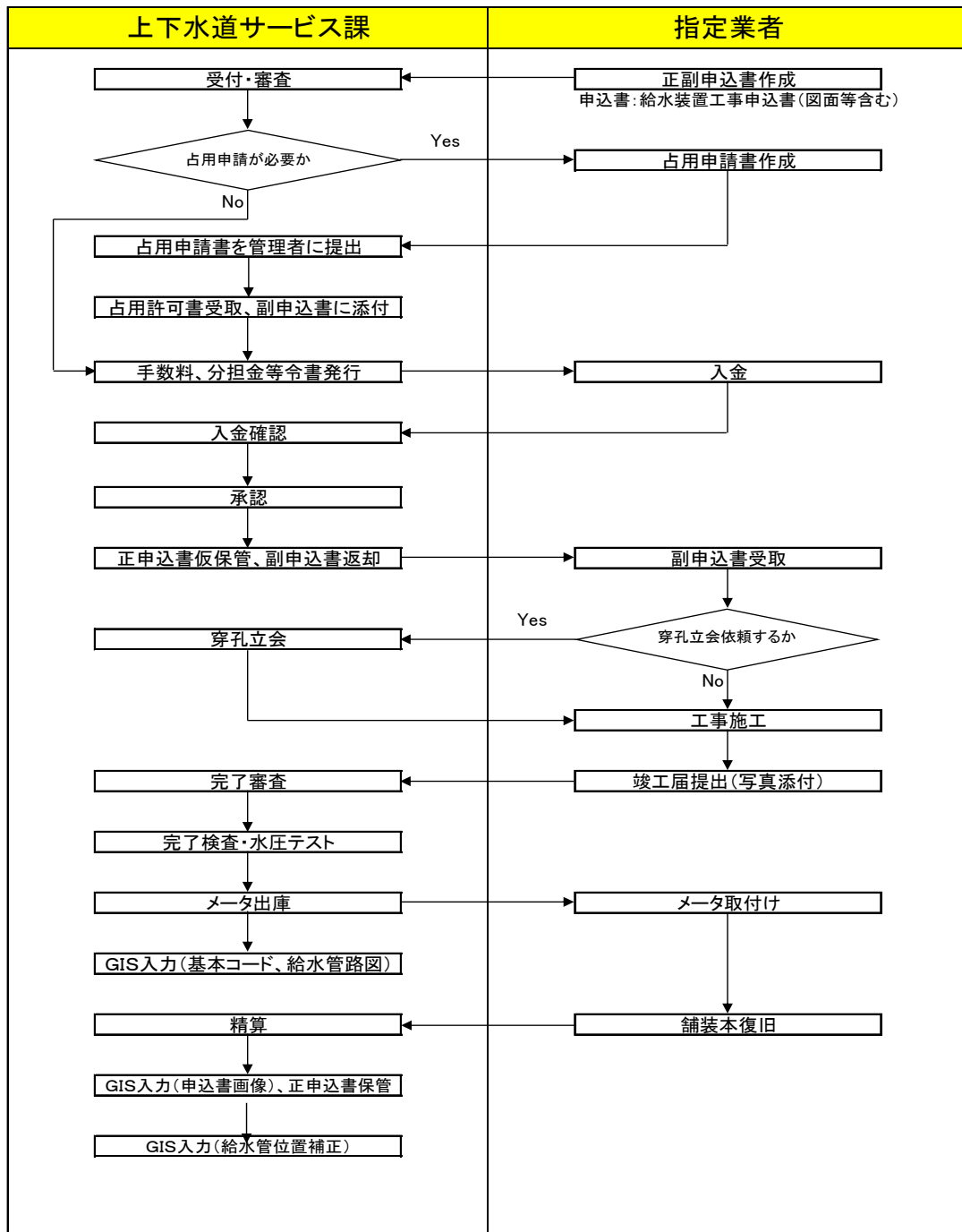


図7-2 開発行為に係る工事の事務の流れ

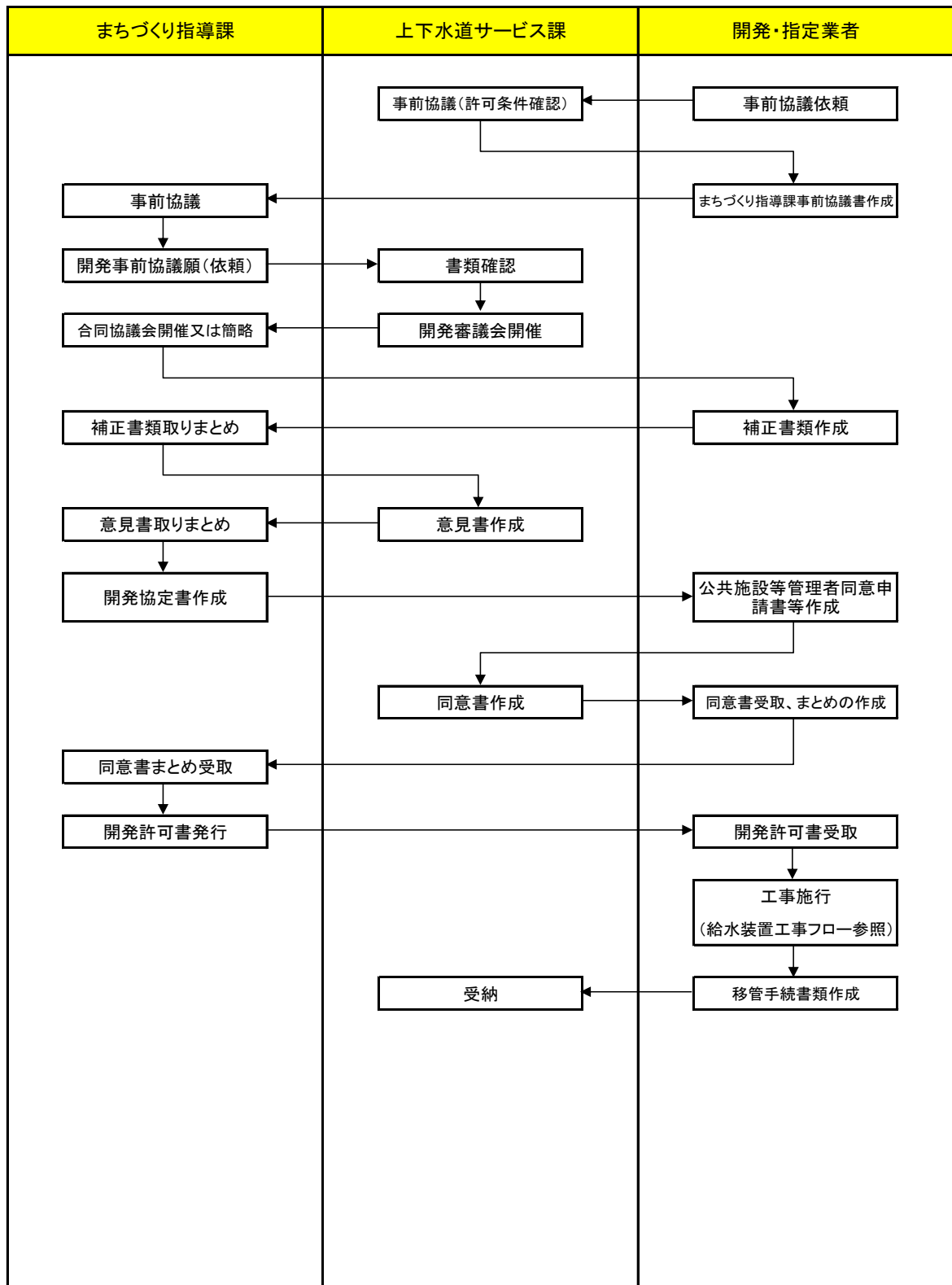


図7-3 受水槽装置工事の事務の流れ(新設)

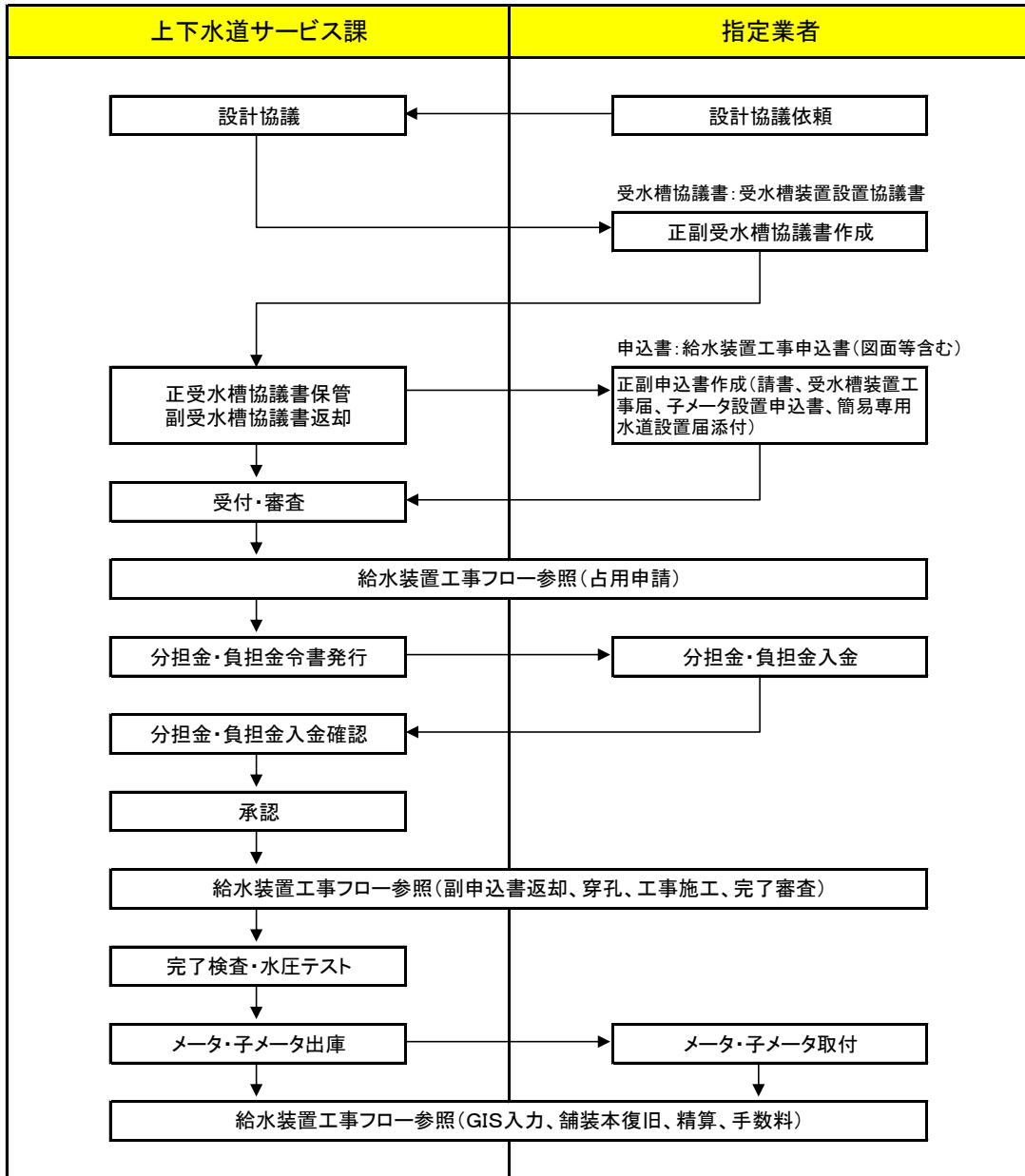
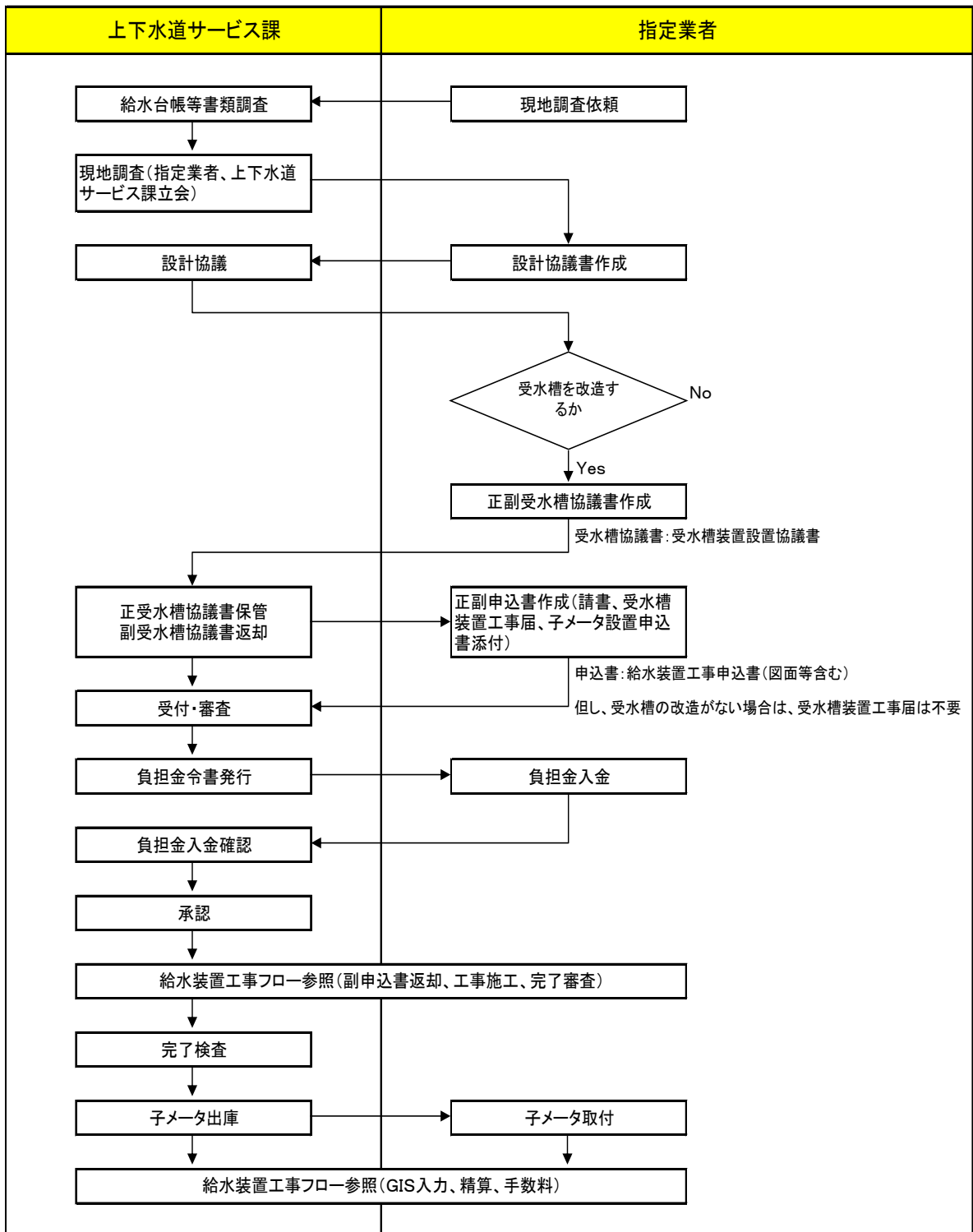


図7-4 子メータ設置工事の事務の流れ(受水槽既設)



7・6 掘削手続等

1 許可の取得

- ①公道掘削にあたっては、道路管理者の定める道路占用規則等による道路占用、及び掘削工事施工許可書が必要であり、給水装置工事申込時に許可申請手続きをとらなければならない。
- ②許可申請書は指定業者において作成し、申込受付窓口に提出する。
また、道路交通法に基づき、道路使用許可を所轄警察署から得なければならない。この道路使用許可書も指定業者が作成し、直接警察署に提出し許可を得るものとする。なお、許可取得後は、許可書を申込受付窓口に提示するものとする。
- ③河川、水路、私道などを掘削、占用する場合は、その管理者または所有者の占用許可または承諾を得なければならない。
- ④この手続きに関係する法令は次のとおりである。

[関係法令等]

A 道路法

- 第 22 条（工事原因者に対する工事施行命令等）
- 第 32 条（道路の占用の許可）
- 第 33 条（道路の占用の許可基準）
- 第 34 条（工事の調整のための条件）
- 第 36 条（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）
- 第 37 条（道路の占用の禁止又は制限区域等）
- 第 39 条（占用料の徴収）
- 第 40 条（原状回復）
- 第 46 条（通行の禁止又は制限）
- 第 58 条（原因者負担金）
- 第 59 条（附帯工事に要する費用）
- 第 62 条（道路の占用に関する工事の費用）

B 道路法施行令

- 第 9 条（占用の期間に関する基準）
- 第 10 条（一般工作物等の占用の場所に関する基準）
- 第 11 条の 3（水管又はガス管の占用の場所に関する基準）
- 第 12 条（構造に関する基準）
- 第 13 条（工事実施の方法に関する基準）
- 第 14 条（工事の時期に関する基準）
- 第 15 条（道路の復旧の方法に関する基準）

C 道路交通法

- 第 77 条 (道路の使用の許可)
- 第 78 条 (許可の手続)
- 第 79 条 (道路の管理者との協議)
- 第 82 条 (沿道の工作物等の危険防止措置)
- 第 83 条 (工作物等に対する応急措置)

D 道路交通法施行規則

- 第 10 条 (道路使用許可証の様式等)
- 第 11 条 (道路使用許可証の記載事項の変更の届出)

E 道路標識令

- 第 2 条 (道路標識の種類等)
- 第 3 条 (道路標識の様式)
- 第 5 条 (区画線の種類及び設置場所)
- 第 6 条 (区画線の様式)
- 第 9 条 (道路標示の種類等)
- 第 10 条 (道路標示の様式)

F 河川法

- 第 26 条 (工作物の新築等の許可)
- 第 27 条 (土地の掘削等の許可)
- 第 31 条 (原状回復命令等)
- 第 55 条 (河川保全区域における行為の制限)
- 第 67 条 (原因者負担金)
- 第 68 条 (附帯工事に要する費用)

G 騒音規制法

- 第 14 条 (特定建設作業の実施の届出)

H 騒音規制施行令

- 第 2 条 (特定建設作業)

7・7 占用等申請図の作成

道路、河川等の占用申請図は次の要領で作成する。(図 7-5～図 7-8 参照)

1 位置図

1/5,000 の図面に申請者名、工事場所(地番を含む。)を赤で明示すること。

2 占用掘削図面

① 見取図

1/1,000～1/3,000 程度で必ず目標物（寺、学校、病院など）を書き入れること。原則として上方を北とし方位も記入する。

② 平面図

A 1/50～1/300 とする。

B 正確な測量により寸法はm単位で小数点以下第1位までとする。

C 原則として上方を北とし方位も記入する。

D 申請地付近の地番、氏名も記入する。

③ 断面図

A 1/50～1/300 とする。

B 埋設する管路上で断面をとる。

C 官民境界は確実に調査して記入する。

D 道路については、管の上部 10cm、下部 10cm を砂で埋戻すものとする。

E 占用面積の計算はm単位とし小数点以下第3位までとする。

④ 掘削求積図

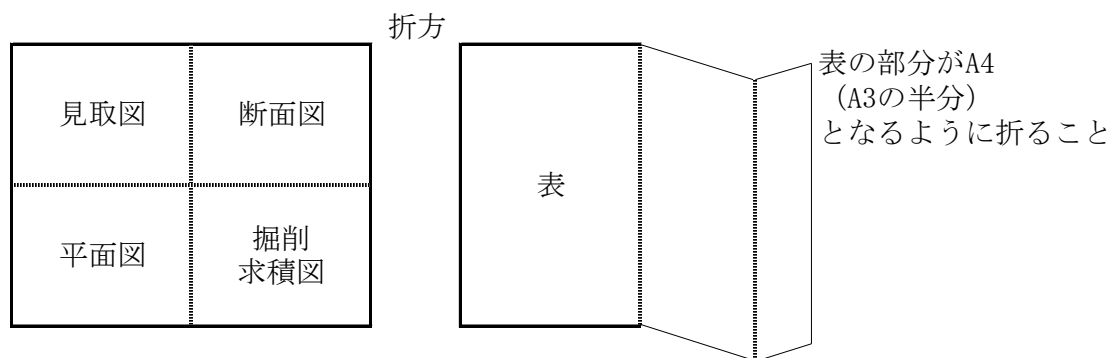
官民境界線まで入れる。（側溝の下も含む）

④ 図面の配置

用紙は原則としてA3とし、これに入らないものは適当なJIS規格の大きさとする。

⑥ 図面の配置及び折方

原則として次の方法による。



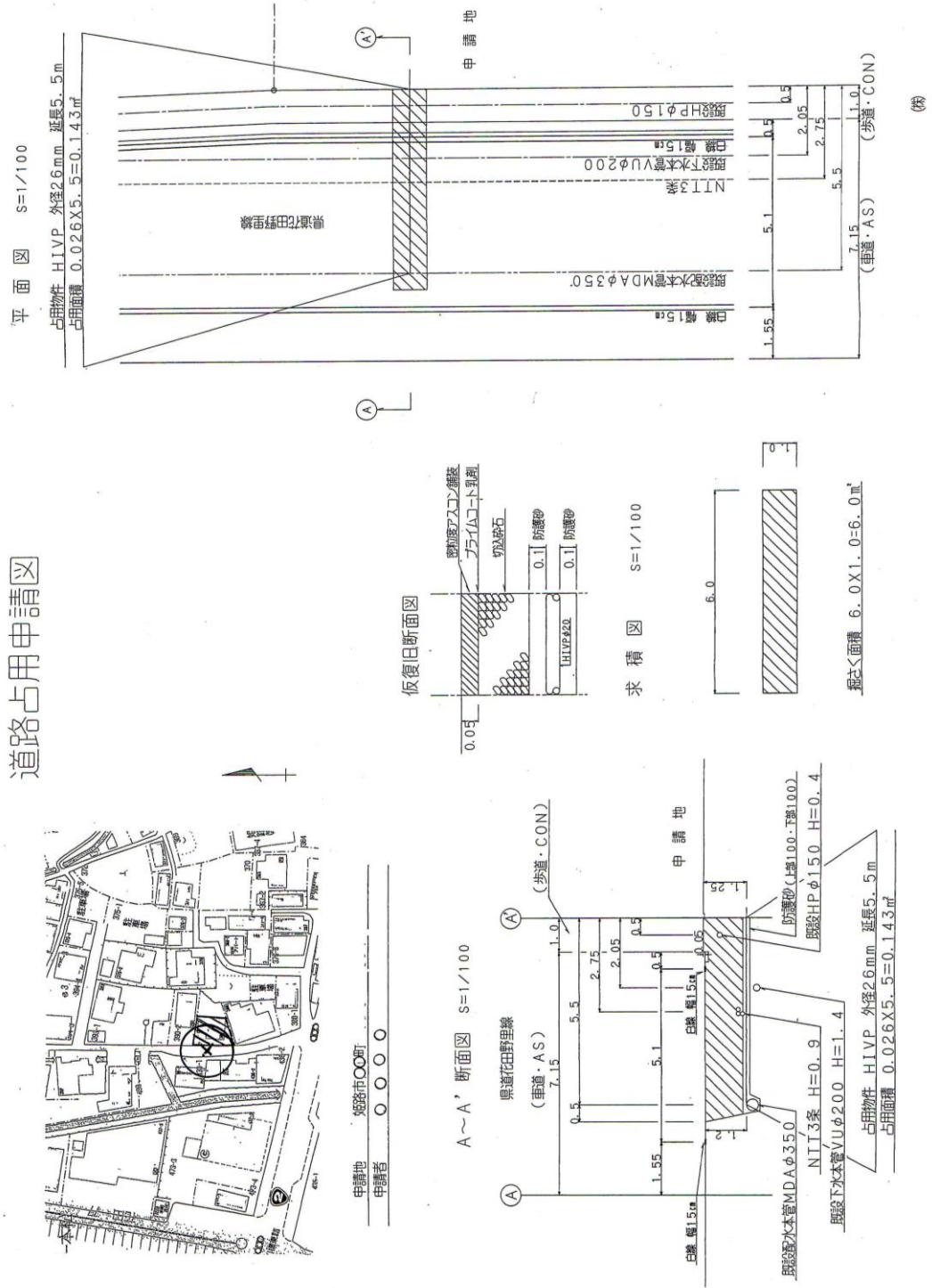
⑦ その他

A 他の地下埋設物件をよく調査して記入する。（位置及び深度）

B 水路横断は原則として下越しとする。

C 図面に工事場所、パイプライン、境界線、占用面積等を赤書きする。

道路占用申請図



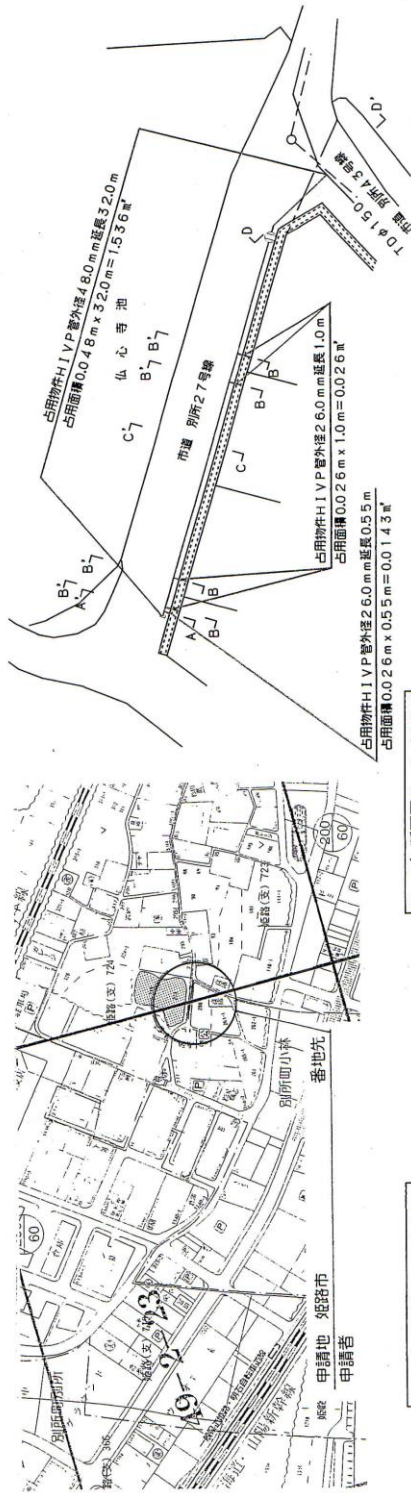
※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

図 7-5 道路占用申請図(県道)

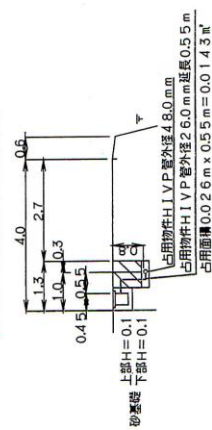
道路占用申請図

附近身取図S=1/3,000

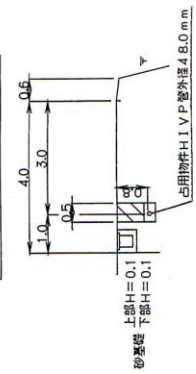
平面図S=1/250



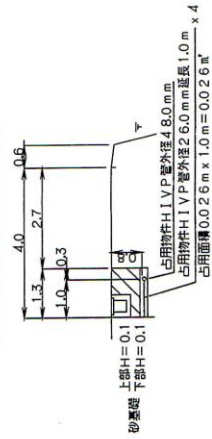
A-A' 断面図S=1/100



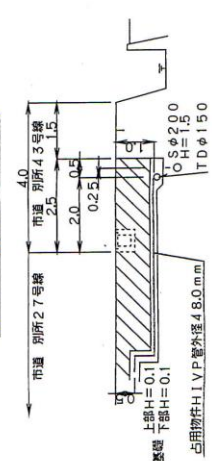
C-C' 断面図S=1/100



B-B' 断面図S=1/100



D-D' 断面図S=1/100



求積図S=1/100

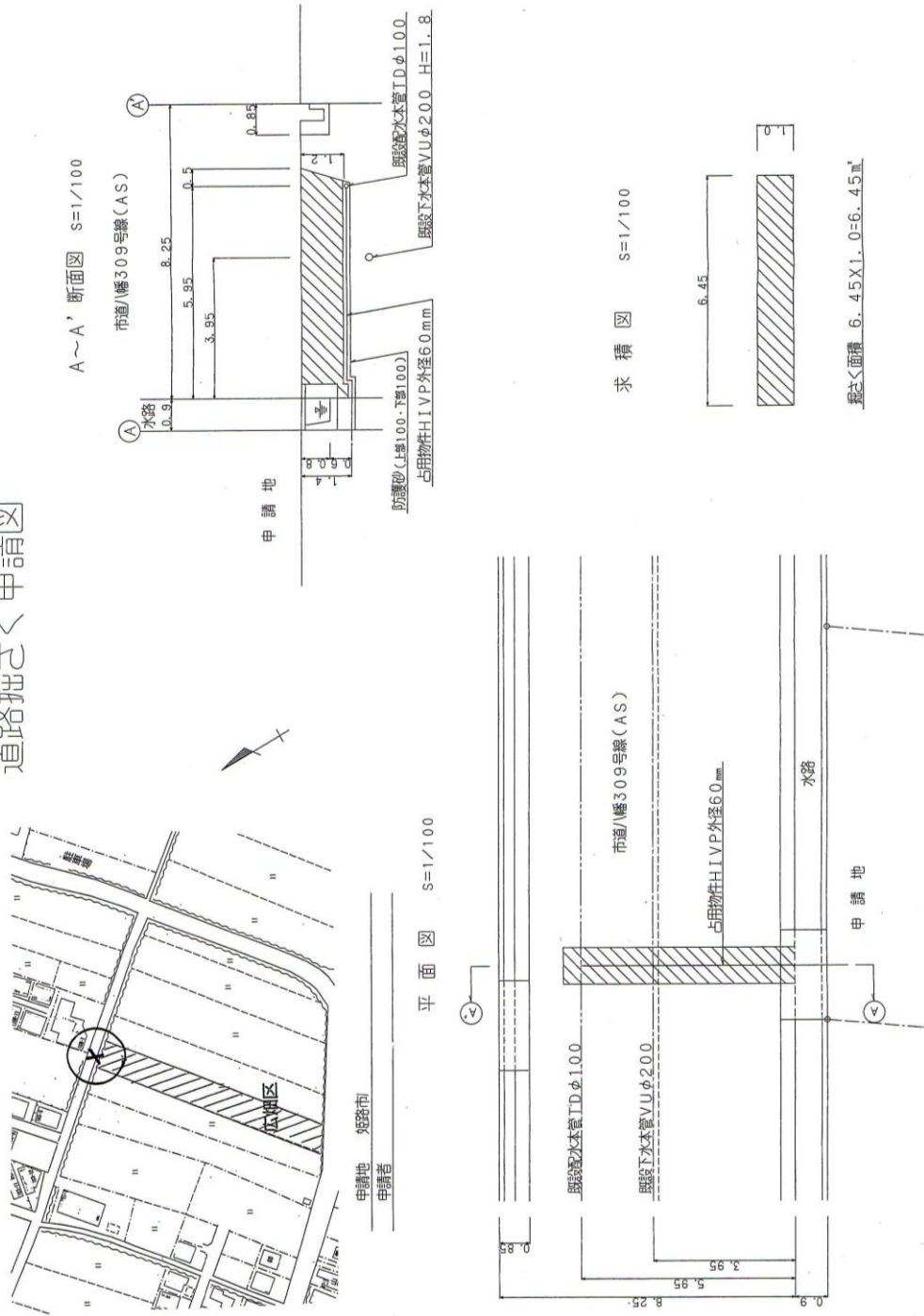


総占上面積 (0.8 x 3 + 3.30) x 0.5 + 0.8 x 1.0 = 18.5 m²

※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

図 7-6 道路占用申請図(市道)

道路掘さく申請図



※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

図 7-7 道路掘削申請図(市道)

公有水面占使用申請図



※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

図 7-8 公有水面占使用申請図

3 写真

- ①現場の状況が良くわかること。
- ②断面図と方位を合わせること。(南から北に向かって撮る)
- ③東西の道路については写真に方位を記入すること。
- ④余分なものを写さないこと。(車両等の少ない時に)
- ⑤管の材質及び口径を、既設は黒、新設は赤で表示すること。
- ⑥裏に申請人の住所、氏名及び業者名を入れること。
- ⑦比尺になるスケールを出来るだけ入れること。

4 承諾・同意書

河川、水路、私道などを掘削・占用する場合は、すべての管理者または所有者の承諾・同意を得ること。

5 書類提出前チェックリスト (表 7-1)

兵庫県が管理する道路等占用・掘削申請フロー (表 7-2)

市・町が管理する道路等占用・掘削申請フロー (表 7-3)

表7-1 書類提出前チェックリスト

書類区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
申請区分	道路等種別	道路等占用・掘削許可申請書	道路使用許可申請書	道路等占用承諾書	委任状	自治会同意書	農区・水利承諾書	誓約書	占用使用料減免申請書	損害賠償責任負担書	公図・謄本	市道マップ	位置図	住宅図	占掘図・開発図	写真	(通行止めがある場合) 通行止め承諾書(写) まわり道図	保安図	立会打合調書	工程表	緊急連絡体制系統図	使用材料一覧表	文化財マップ	着手届・責任者届	完了届・完成届	占用権変更書類	
	押印	△		○	○	○	○																			△	
ア	国道29号・2号BP ☑	—	1 □	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 □	2 □	3 □	2 □	—	2 □	2 □	1 □	1 □	1 □	1 □	—	—	—	
イ	国・県道(撤去なし) 国・県道(撤去あり) ☑	3 □	1 □	—	1 □	—	—	—	—	—	—	—	3 □	3 □	4 □	4 □	3 □	3 □	3 □	—	—	—	1 □	1 □	1 □	1 □	
ウ	市・町道(占) ☑	3 □	1 □	—	—	—	—	1 □	—	—	—	1 □	3 □	3 □	4 □	4 □	—	3 □	3 □	—	—	—	1 □	—	1 □	1 □	
エ	市・町道(掘) ☑	2 □	1 □	—	—	—	—	—	—	—	—	1 □	2 □	2 □	3 □	3 □	—	2 □	2 □	—	—	—	1 □	—	1 □	—	
オ	区画・行財(掘) ☑	2 □	1 □	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 □	2 □	3 □	3 □	—	2 □	2 □	—	—	—	1 □	—	—	—	
カ	法定外道路(占) ☑	2 □	1 □	—	—	1 □	—	—	—	1 □	1 □	—	2 □	2 □	3 □	3 □	—	2 □	2 □	—	—	—	1 □	—	1 □	1 □	
キ	私・農道(占) ☑	—	1 □	3 □	—	—	—	—	—	—	—	2 □	2 □	2 □	2 □	—	—	2 □	2 □	—	—	—	1 □	—	—	—	
ク	県河川(占・撤去なし) 県河川(占・撤去あり) 県河川(55条申請) ☑	2 □	—	—	1 □	—	—	—	—	1 □	1 □	—	1 □	1 □	2 □	2 □	—	—	—	1 □	2 □	—	—	—	1 □	1 □	1 □
ケ	市河川(占) ☑	2 □	—	—	—	—	—	1 □	—	1 □	1 □	—	1 □	1 □	2 □	2 □	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 □	

- 書類区分1の担当者欄に申請書等作成者の氏名と連絡先を必ず記入すること。申請区分イ・クの書類区分1はメールアドレスの記入により押印省略可。書類区分25はメールアドレスの記入もしくは自署により押印省略可。
- 申請区分キ以外は下記のとおり書類区分番号の若い順に綴り左上をホチキス止。余りはそのまま提出。書類区分23・24・25は給水装置設計書にホチキス止。書類区分23は給水装置工事申請承認後、返却するので必要事項を記入し再提出。
 - ① 占用・掘削許可申請書(正) : 1・4～19
 - ② 占用・掘削許可申請書(副) : 1・14・15
 - ③ 占用・掘削許可申請書(警察協議) : 1・12～18 (申請区分イ・ウが該当)
 - ④ 道路使用許可申請書 : 2・12～18
- 申請区分キは下記のとおり書類区分番号の若い順に綴り左上をホチキス止め。余りはそのまま提出。
 - ① 道路等占用承諾書(上下水道局控) : 3(原)・10～22
 - ② 道路使用許可申請書 : 2・12～18
- 書類区分18にガス受付印がある場合は回答書の添付省略可。書類区分22において工事場所が文化財の史跡・包蔵地に該当する場合は、文化財課と協議し、届出書の写しを添付すること。
- 給水装置工事申請承認後、申請区分1(許可書)及び2を返却。各自で申請区分2を必要部数複写し、警察署へ提出。
- 申請区分イは、兵庫県が管理する道路を指す。申請区分イ・ク(撤去なし)の許可書の受取は申請者が行うため、受取後、許可書(原)を上下水道局に提出し、給水装置工事申請承認を受けること。
- 申請区分ア並びに既設管撤去工事を含むイ及びクについては上下水道事業管理者名義での申請となるため、事前に上下水道局の担当者に相談すること。
- 申請区分イで工事が国道、主要地方道の車道に影響、又は一般県道を通行止する場合は許可後、通行制限依頼が必要。
- 上記内容は参考であり、疑義等ある場合は直接、道路等管理者に問い合わせし指示を受けること。

兵庫県が管理する道路等占有・掘削申請フロー

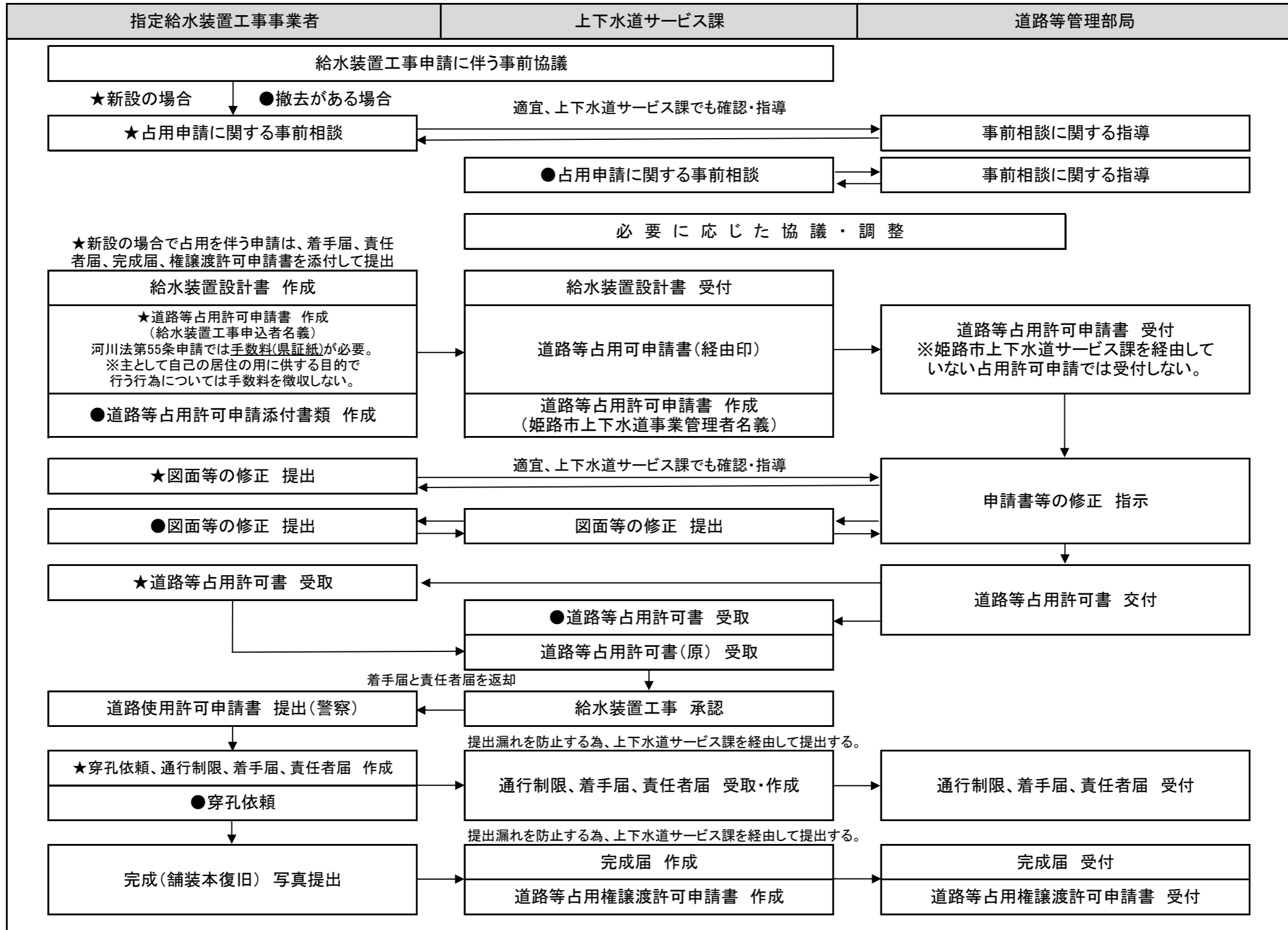
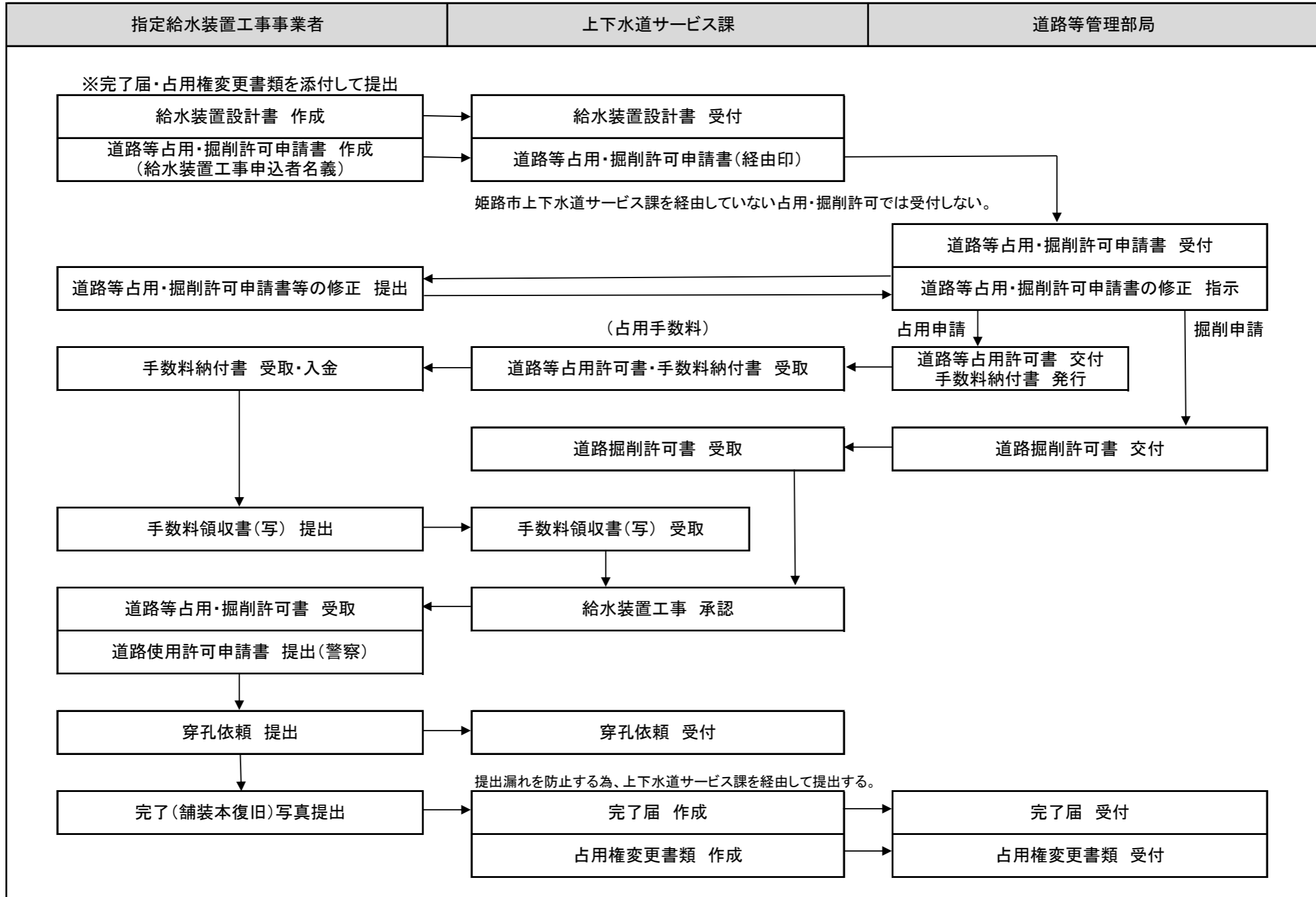


表7-2

市・町が管理する道路等占用・掘削申請フロー



7・8 給水管の移管

1 譲り受けの要件

- ①個人所有の給水管が公道に埋設されていること。
- ②給水管（弁及び栓類を含む。）の埋設状況を調査し、維持管理に支障のないことが確認されたものであること。

2 無償譲渡の方法

個人所有の給水管を局へ無償で譲渡しようとする者は、給水装置寄附申出書（様式第7-1）に次の書類を添付して、管理者に提出すること。

- ①位置図（1/2, 500、1/5, 000）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ②工事竣工図（A4折り）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部
- ③工事日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ④弁栓類平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部
- ⑤工事写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥利害関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑦公道に埋設されている事が確認できるもの（開発工事等を除く）1部
- ⑧給水装置寄付に伴う調査依頼書（様式第7-2）・・・・・・・・1部

なお、給水管が局に移管されたのちは、申請者に回答書（様式第7-3）を交付する。

回答書に添付するもの

- 位置図 1/2, 500・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

7・9 給水管の配管

一般的な給水管の配管は図 7-9、図 7-10 のとおりである。

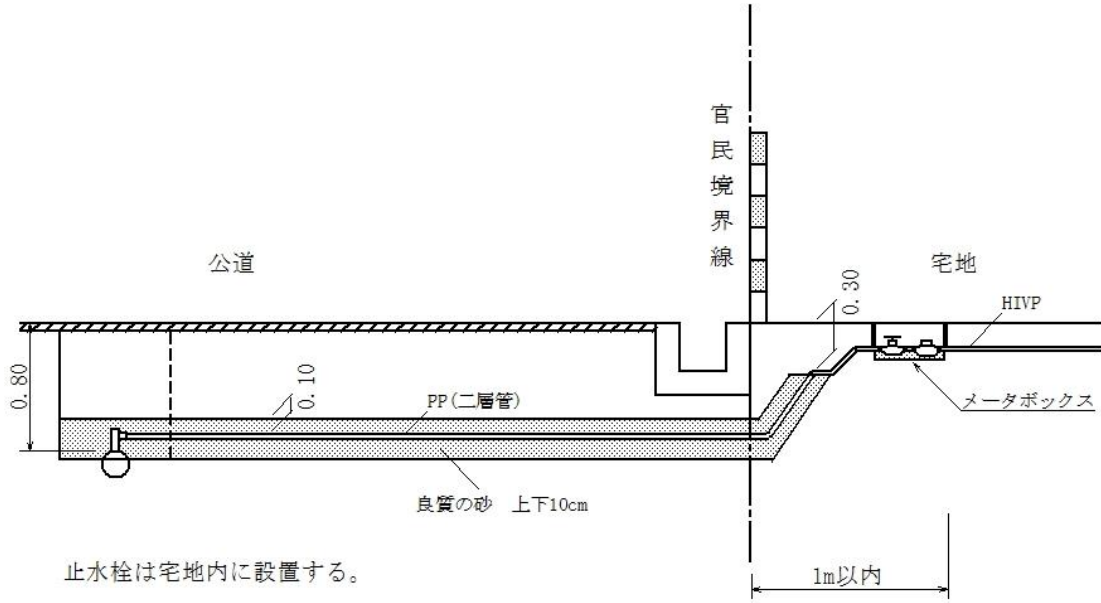


図 7-9 一般配置図

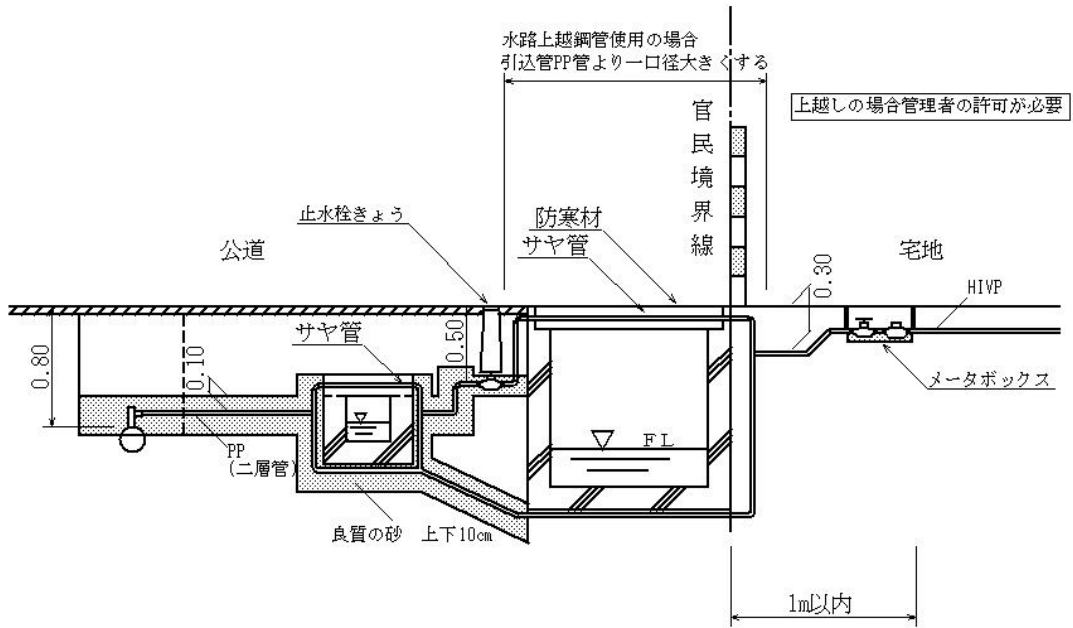


図 7-10 水路横断図

7・10 各種様式

- | | | |
|---|-----------------------|------------|
| 1 | 給水装置寄附申出書 | (様式第 7- 1) |
| 2 | 給水装置寄附に伴う調査依頼書 | (様式第 7- 2) |
| 3 | 寄附受納について (回答) | (様式第 7- 3) |
| 4 | 給水装置使用開始届 | (様式第 7- 4) |
| 5 | 給水装置工事申込書(一般用) | (様式第 7- 5) |
| 6 | 給水装置工事申込書(連合管用) | (様式第 7- 6) |
| 7 | 給水装置工事申込書(予備工事用) | (様式第 7- 7) |
| 8 | 損害賠償責任負担請書並びに舗装本復旧誓約書 | (様式第 7- 8) |
| 9 | 道路等占用許可申請書(私道) | (様式第 7 -9) |

様式第 7-2

年 月 日

(あて先) 姫路市上下水道事業管理者

依頼者
住 所
氏 名

給水装置寄附に伴う調査依頼書

先に給水装置の承認を得て設置しました下記物件を寄附いたしたいので、現地調査をお願い致します。

記

- 1 施行場所 自 姫路市 番地先
至 姫路市 番地先
- 2 施行年月日 年 月 日
- 3 連絡先 住 所
氏 名
電話番号
- 4 添付書類 位置図 1/5,000
- 5 連合管番号

年 月 日

様

姫路市上下水道事業管理者

寄附受納について (回答)

先に申請のありました給水装置寄附申出について、下記のとおり受納します。

記

- 1 設置場所 自 姫路市 番地先
至 姫路市 番地先
- 2 受納物件

品名	形状寸法	布設延長又は設置数

給水装置使用開始届 (新設・変更工事)				届出番号	係員
令和 年 月 日				基本コード	
(あて先)姫路市上下水道事業管理者				給水装置の受付番号	
住所		番地		業種	
届出人氏名		印 (TEL - -)		使用者番号	- -
下記のとおり、給水装置の使用開始届をいたします。					
使用場所	住所	姫路市	番地	検針順路	- -
	住所コード	方書		新メーター	検定期限
料金請求先	住所		番地	取付針	号
	住所コード	方書		検針	m ³
氏名		フリガナ	TEL	旧メーター	号
氏名		フリガナ	TEL	取外針	m ³
開始年月日 年 月 日				区分	担当者
施行業者				指番号	検針員
備考				メーター	1 開 2 閉 8 竣閉
検針順路目標		検針メーター位置		公共下水道 有・無	

太線内は届出人にて記入のこと。裏面に見取図(住宅地図)添付のこと。

H22.4. 3,000

施設マスター入力票

施設マスター新規入力票

基本コード

基本コード			
所有者氏名 (漢字)			
所有者住所 (漢字)			
工事場所 (地番, 漢字)			
竣工年月日(和歴)	理由	業者コード	配水系統
戸番図No.(国土地理院)	戸番図No.(姫路市)	管路No.	位置コード
受水槽有効容量	給水方式	構造	流量調整
受水槽管理責任者 (漢字)			

- | | | | | |
|----------|------------|---------|---------|---------|
| 給水方式 | 構造コード | 流量調整并有無 | 所有権変更理由 | 水栓状態コード |
| 1. 高架タンク | 1. F. R. P | 1. 有り | 1. 新規 | 1. 使用中 |
| 2. タンクレス | 2. R. C. | 2. 無し | 2. 変更 | 2. 未使用 |
| 3. 圧力タンク | 3. S. C. | | 3. 職権 | 3. 予備工事 |
| 4. 蓄圧タンク | 4. P. C. | | | 4. 欠番 |
| | | | | 5. 不明 |
| | | | | 6. 変更撤去 |
| | | | | 7. 強制撤去 |
| | | | | 8. 職権撤去 |
| | | | | 9. 申請撤去 |

令和 ()年 月 日

(あて先) 姫路市上下水道事業管理者

指定工事事業者 住 所
氏 名

㊟

損害賠償責任負担請書並びに舗装本復旧誓約書

(市道・県道・国道・法定外道路・私道)

本給水装置工事における道路の舗装本復旧については、道路等管理者の占有・掘削許可条件を遵守し、その指示に従い施工いたします。私道の舗装本復旧については、当該土地所有者等の関係者と十分に協議し、承諾を得たうえで施工いたします。また、舗装本復旧が完了次第、速やかに完成・完了届(工事写真)を提出いたします。

なお、本申請に係る給水装置工事の施工等に起因して、姫路市上下水道局、道路等管理者または第三者に損害を与えたときは、一切の賠償責任を負います。

仮復旧後 6 ヶ月以内に本復旧を完了しなかった場合には、貴上下水道局が本復旧を実施し、当方に費用を請求することについて、異存ありません。

記

1. 工事申請者 住 所
氏 名 ㊟
2. 工事場所 姫路市 地先
3. 下水道工事 有(掘削箇所が 同一・同一でない / 市負担・個人負担)
無
4. 舗装復旧業者 住 所
氏 名 ㊟

様式第 7-9

道路等占用許可申請書

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所

氏名 ⑩

次の通り道路等占用の許可をうけたいので申請します。

占用の場所	住所	番地
占用の目的	給水管埋設のため	
占用の物件	給水管内径 mm 延長 m 深 度 m 舗装復旧、アスファルト、砂利	
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間

令和 年 月 日

道路等占用承諾書

上記申請書において 申請者 の給水管を当該土地に埋設し占用する事を承諾します。

住所

氏名 ⑩